

## 第3回柳川市景観審議会 会議録



建設部 まちづくり課

## 会 議 録

会議名称	第3回柳川市景観審議会
日 時	平成26年11月13日（木） 10時30分～11時40分
会 場	柳川市民会館 第一会議室
出席者	【委員】柴田委員、田中委員、山口委員、横山委員、平川委員、島田委員 佐々木委員、石橋委員（8名） 【事務局】野田建設部長、大淵まちづくり課長、渡辺まちづくり課長補佐兼国県 道対策係長、目野まちづくり計画係長、添島、田中
欠席者	【委員】田上委員、山田委員、赤星委員（3名）
傍聴者	なし
議題等	1 開会 2 市長あいさつ 3 委員の紹介 4 委嘱状の交付 5 会長、副会長の選出 6 報告 （1）重点地区まち並み形成の取組みについて 7 その他 （1）マンセル表色系（青紫・紫・赤紫）の取り扱いについて 8 閉会
会議資料	資料1 柳川市景観審議会委員名簿 資料2 柳川市景観審議会について 資料3 柳川市景観条例 資料4 柳川市景観条例施行規則 資料5 重点地区まち並み形成の取組みについて

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、只今から第3回柳川市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。</p> <p>わたしは、本日の司会進行を務めます、柳川市建設部まちづくり課長の大淵と申します。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>続きまして、本日の配布資料の確認をさせて頂きたいと思っております。</p> <p>先ず始めに、本日のレジメが一部と、資料が1～5までをお配りしているところでございます。不足がございましたらお知らせ頂きたいと思っております、宜しいでしょうか。</p> <p>まず、はじめに、金子健次柳川市長より、委員の皆様にご挨拶申し上げます。市長よろしくお願いいたします。</p> <p>《市長挨拶》</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。それでは引き続き、次第の3「委員の紹介」に移らせて頂きます。</p> <p>僭越ではございますが、わたしの方からご出席委員の皆様方のご紹介をさせて頂きます。お手元に配布しております資料1「柳川市景観審議会委員名簿」の順にご紹介申し上げます。</p> <p>おそれ入りますが、お名前をお読み致しますので、その場でご起立をお願い致します。</p> <p>始めに、福岡大学工学部教授の柴田 久 様です。 (柴田です。どうぞよろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、本日お見えになっておりませんが、九州大学芸術工学研究院准教授の田上 健一 様です。</p> <p>続きまして、熊本大学政策創造研究教育センター准教授の田中 尚人 様でございます。 (田中です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、イゴス環境・色彩研究所所長の山口 ひろ子 様です。 (イゴスの山口です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、本日お見えになっておりませんが、福岡県建築士会の山田 一浩 様です。</p> <p>続きまして、福岡県宅地建物取引業協会県南支部の横山 隆美 様です。 (横山です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、柳川市商工会の平川 美穂子 様でございます。 (平川です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、柳川市観光協会の島田 隆 様です。 (柳川市観光協会の島田と申します。よろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、柳川市議会議員の佐々木 創主 様でございます。</p>

事務局	<p>(佐々木でございます。よろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、本日ご欠席ですけれども福岡県都市計画課課長の赤星 健太郎様でございます。</p> <p>最後に、柳川市副市長の石橋 義浩でございます。</p> <p>(石橋です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>以上で委員の紹介を終わらせて頂きます。</p> <p>続きまして、事務局職員をご紹介いたします。</p> <p>まず始めに、建設部長の野田 彰でございます。</p> <p>(野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。)</p> <p>続きまして、私が、まちづくり課長の大淵 洋祐でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、私の隣が、課長補佐の渡辺 洋児でございます。</p> <p>(渡辺です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>その隣が、まちづくり計画係長の目野 隆広でございます。</p> <p>(目野と申します。よろしくお願いいたします。)</p> <p>その隣が、まちづくり計画係の添島 崇でございます。</p> <p>(添島と申します。よろしくお願いいたします。)</p> <p>同じく、まちづくり計画係の田中 英理子でございます。</p> <p>(田中と申します。よろしくお願いいたします。)</p> <p>今後とも、本市の景観行政への一層のご理解、ご協力を賜りまして、よりよい柳川市ならではの景観づくりを、職員一丸となって進めていきたいと考えておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>本来であれば、市長より皆様おひとりおひとりに、委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係上、皆様を代表いたしまして、前回の審議会でも会長をしていただきました福岡大学工学部教授の柴田 久様に柳川市長から委嘱状が交付されます。</p> <p>また、他の委員さんにおかれましては、お席のほうに委嘱状を配布させて頂いておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>《委嘱状の交付》</p> <p>ありがとうございました。ここで、公務の関係により市長は退席させていただきます。</p> <p>本日は、委員11名中、8名の委員に現在ご出席いただいておりますので、定数であります委員の半数以上の出席に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、このような各委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。本審議会につきましても、議事録を作</p>
-----	---

	<p>成し、皆様のご了解を頂きまして、公開していくこととなります。 公開につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することとしております。</p> <p>また、発言者の氏名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される場合は、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願いします。事務局で議事録を作成後、各委員に発言内容等の確認をさせていただき、各委員の了承をいただいた後、議事録を公表してまいりたいと考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。 ありがとうございます。</p> <p>次に、傍聴についてでございますが、本日は傍聴者がいらっしゃらないようですので説明は省略します。</p> <p>それでは、まず、柳川市景観審議会の目的、役割等について、事務局よりご説明を申し上げます。</p> <p>《事務局による説明》</p>
事務局	<p>ただいま、景観審議会の役割等について、ご説明いたしました。何かご質問などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ここで、次第の5「会長、副会長の選出」に入ります。</p> <p>先程、ご説明しましたように、柳川市景観条例施行規則第12条第1項により、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定めるとされております。</p> <p>委員の皆様の中で、どなたか立候補していただける方はございませんでしょうか。</p> <p>立候補がございませんようでしたら、事務局のほうで指名推薦をしたいと存じますがいかがでしょうか。</p>
委員数名	<p>《異議なし》</p>
事務局	<p>異議なしということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長につきましては、前回の審議会でも会長をしていただきました福岡大学工学部において、教授をされておられます、柴田委員にお願いしたいと存じます。</p> <p>また、副会長につきましては、本日お見えになっておりませんが、山田委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p>
委員数名	<p>《異議なし》</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長に柴田 久委員、副会長に山田 一浩委員と決定させていただきます。</p>

	<p>それでは、恐れ入りますが、会長は、前の席にご移動をお願いいたします。</p> <p>ここで、柴田会長、山田副会長のご紹介をさせていただきます。 柴田会長は、福岡大学に席をおかれまして、景観工学、都市計画学を専門分野とされており、様々な、まちづくりに関する研究や実践に取り組んでおられます。 福岡県はもとより、長崎県、佐賀県など多くの自治体の各委員会に委員として参加をされておられます。 また、先月の1日に発表が行われました「グッドデザイン賞2014」におかれまして、柴田先生の研究室が取り組まれました天神の中心部にある警固公園の再整備事業が「グッドデザイン賞」を受賞されるなど、幅広い分野においてご活躍されておられます。 また、山田委員は、福岡県建築士会に所属されており、地元で長年にわたり建築士としてご活躍されております。また、柳川の歴史や風土等について精通された方であり、改選前の審議会の委員としても、2年間にわたりご尽力いただいております。</p> <p>それでは、柴田会長にご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
柴田会長	<p>只今、ご紹介いただきました、柴田でございます。 過分なご紹介をいただきまして大変恐縮しております。会場に来る前に西鉄柳川駅を見て参りました。本格的に工事が進められており、今年度中の完成とお聞きしております。完成した暁には、水郷柳川がより注目を集めることは必至であり、そうなった時に柳川の景観をどう守っていくか、創っていくかということでより役割が大きくなりますので、審議会の皆様のご協力のもとに、柳川の活性化と美しい風景作りにつなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>柴田会長ありがとうございました。それでは、施行規則第12条の第4項に、審議会の会議は会長が議長となりますので、これから先の進行につきましては、柴田会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
柴田会長	<p>それでは、次第に従いまして、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>《事務局による報告》</p>
柴田会長	<p>はい、ありがとうございました。 報告として説明いただいたのですが、ここまで、委員の皆様からご質問等ございませんでしょうか。本日は議題が少なく、ゆつら〜っと時間がございます。 取組み自体は非常にいい試みですし、始まったばかりですので、これから充実したワークショップと景観づくりに関する活動となるよう見守っていただければと思います。</p>

佐々木委員	今年度は2地区でワークショップということですが、昨年度の取組みはどのようなものであったのでしょうか。
事務局	今回2地区に絞って取り組んでおりますが、その前段ということで重点地区において、どこからまち並みづくりを行うかということで調査を昨年度行っております。考え方としては先程の説明のとおり、駅周辺で賑わいづくりを行っておりますので、どのように人を流すかということが基準になっておりまして、柳川商店街地区や沖端地区で住民ヒアリングを行い、内容を精査し、今年度、商店街の中でも先程ご説明しました地区から取組みを進めているところです。
柴田会長	いかがでしょうか。
佐々木委員	結構です。
石橋委員	まちなみづくり計画（案）を作成することが目標となっておりますが、これに向けてのおおまかなスケジュールはどのようになっていますか。
事務局	第2回が12月1日、第3回が12月22日、第4回が1月下旬、最後が2月下旬を予定しております。
石橋委員	今年度中に案ができるのか。
事務局	ワークショップの内容は地域のいいところ、悪いところから始めまして、景観で改善できるところを絞り込んでいきます。今年度中にワークショップを通じて5箇条や15の施策を作成し、引き続き次年度以降になりますが、住民の方でできること、行政が行ったほうがいいことを含めて精査し、財政面も伴いますので、補助制度なども整理をし、最終的には協議会を設置し、まち並みづくりに住民のみなさんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。
柴田会長	よろしいでしょうか
石橋委員	はい。
柴田会長	その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、続きまして、次第の7「その他」について事務局いかがでしょうか。
	《事務局による報告》

柴田会長	<p>法令上マンセル値の基準だと違反になってしまうものが実際見てみると意外といいではないかと、こういうおしゃれなものも現行の基準だと外れてしまうということについてどのように対応していけばいいのか。</p> <p>大切な案件ですが、いかがでしょうか。今回は急がれているということで事前に自主的に変更されたわけですが、変更する必要がなかったのではないかとということですか。いかがでしょうか。</p>
山口委員	<p>色彩について各地でガイドラインを策定してまいりましたし、いろんなケースがあります。ガイドラインを作成するときに係わっておりませんが、もし係わっていたのであれば、紫味をおびた色彩について使用できないとはしなかったと思います。全国レベルで見ても厳しい色彩基準を設けていらっしゃる。紫系が使用できないとされているのは、おそらく柳川市さんだけです。色味として私達が色を認識する時にはっきりと鮮やかな色はわかりやすい。ところが、マンセル値で言いますと鮮やかなものからほぼグレーなど黒に近いものまで全部含んでしまう。含まれるにもかかわらず、一番鮮やかな色をイメージされたと思います。調査をしてみると柳川市の中には紫をおびたものはない、なくしましようとしてしまったのではないかと思う。</p> <p>実際使用されている瓦などには微妙に紫味がかかったものが存在するという事実がある。そこまで検証して決めなかったのかなと拝見した時に思ったのですが、結論から言うと、真っ黒であると思っていいと思います。</p> <p>今、マンセル値を表示しないといけなくなって、景観計画の中でマンセル値を記入してガイドラインを決めるという大きな流れがございますので、メーカーさんもマンセル値で表現するようになった。</p> <p>厳密に表現すると紫味が含まれている。しかし、これを紫と断定するのは間違いである。私達が赤と思っているものにも黄色味が強いオレンジレッドもあれば、少し紫味がかかったローズレッド、落ち着いた赤もあります。</p> <p>そういうものをひっくるめてダメだとなっている。大変厳しいものになっているし、見た時に自己矛盾をおこすのではないかと思っておりましたら、案の定、ここ出てきたということです。市で用意されてます他のメーカーさんの瓦の数値を調査されたものがございますが「3. 6 8 R P 3. 5 2 / 0. 1 6」とある3. 6 8 R Pというものが色相といわれる色味をあらわしている部分です。</p> <p>その次の3. 5 2が明るさの基準である明度といわれるものです。最後にある0. 1 6が鮮やかさの数値です。この鮮やかさの数値はあまり厳密だと判断しにくくなるのでJ I Sの基準によると最高値、一番鮮やかな原色のものを、特に赤やオレンジや黄色というものは、最高値1 4くらいになります。色の表の見方も右端が一番高い数値で左に行くほど低い数値になります。低い数値というのは0から1 4ですから、ブラックとされているこの瓦は0. 1 6と書いてありますが、0. 1 6だとどういうことかと言いますと、ほぼ黒ということです。</p> <p>彩度が0. 5でもほぼ白、灰色、黒の世界ですが、一番左端にほぼ近いということです。0. 1 というのは、機械で正確に測ると数値が出てくるのですが、我々の目を見た場合、ほぼ黒に見える数値です。</p>

	<p>私達目から測れないほどの彩度であるという認識でいいと思います。3.52は明度ですが、ものさしで10刻みがあるとすれば下の方になります。色の表だと下から3番目の少し上です。それぐらいの位置ですから、誰が見ても暗めの真っ黒とはいえないけれどもほぼ黒に近いグレーだと捉えていいと思いますので色味ということで私達目では認識できないと判断していいかと思います。</p> <p>メーカーさんはこれを黒の瓦だといってらっしゃる。これを紫だとは誰が見ても見えないということになれば、無彩色の範疇でこの商品は扱っていいのではないかと思います。</p> <p>一番気にしていただきたいのは、グレーの部分も0.5以下ですので1.0以下のものに関しては、たとえば左側にPが入ったとしても、ほぼ灰色と黒の範囲の中に収まると判断していいと思います。</p> <p>真っ黒という人工的に作るペンキで塗る黒ですが、そういう真っ黒よりくすみがかかっている微妙な複雑な色合いを出して趣をだそうとするために色をかけあわせているわけで、逆にいえばこういう風情を大事にするエリアであれば、微妙な色を選択した方がふさわしいのではないかと思います。専門的に見ても問題ないのではないかと思います。</p>
柴田会長	<p>その他いかがでしょうか。問題は景観規制を行う時に基準を明確化しなければいけないという状況の中で、マンセル値などがいろんな自治体で使われているが、山口委員にお聞きしたいのが、今回の瓦を今後は使っていただけるような今の規制基準値の改正はできそうですか。</p> <p>基準値自体を改正して先程の瓦を使えるように基準を改正するやり方もあるのでしょうか、例えば、特記事項を設けて基準は今のままだが景観アドバイザーからむしろいいという評価されるものは使用してもよい、というような対応の仕方もあるのではないのでしょうか。</p> <p>ただ、後者の場合は少し時間がかかりますので、検討しなければいけませんかどうか。</p>
山口委員	<p>紫の規制に関しては、外していただいたほうが一番いいと思いますが、一旦決めたことであり、難しいということであれば、例外をはっきり明記する。例えば、ただし禁止としてあるが、瓦や屋根材に限定して彩度が1.0以下のものに関しては例外とするといったような一言を入れる、1がいいのか0.5がいいのかきちんと検討しなければいけません、例外を設けないと、この問題がつかまとうのかなと思います。</p> <p>付け加えますと数値で左側にRPのPはパープル、Rはレッドのことです。PBはPがパープルでBがブルーです。ということは紫味がかかった赤もあれば、紫味がかかった青もある。紫とっているけれどもPBは日常見ている紺色とか群青色といった青とっているものでも紫味がかかっている。純粋にBという青ですが少し安っぽい感じになる。ブルーというのが数値で表してしまうと一般的に使われないブルーであって、私達が使う青というのは全部紫味がかかっています。</p> <p>これを使ってはいけないということになると、あとで困ってしまうというこ</p>

	<p>とになる。桜の色の紫味がかかっておりますし、ほとんど私達が見ている赤というのは紫味がかかっている。</p> <p>一番望ましいのは、規制を外すこと、それが難しいようであれば例外を作るというやり方が現実的なのかなと思います。</p>
柴田会長	この件に関しまして、その他ご意見いかがでしょうか。
佐々木委員	今回具体的な案件が出たということですけど、手続き上、今回の件を許可するという場合、条例上の手続はどうなるのでしょうか。
事務局	手続き上ということですが、現在の景観計画で紫系は使えませんので、景観計画の変更であり、まさにこの審議会の職務のひとつであります計画の見直しであり、事務局と専門家と協議しながらどの範囲まで紫系を使っていかが専門的に調査し、審議会に計画の変更を提案するという手続になります。
佐々木委員	事務局から今日の会議で結論を出していただくわけではないということでしたので、山口先生からのお話を聞いて、こうゆう案件が出てくる場合にどう対応するのか、ただ例外で条例において特に市長が認める場合などの取り扱いもありますし、なし崩しになっても困りますので専門家の方と事務局で煮詰めていただいて方針を審議会に提案していただくのがいいのではないのでしょうか。
柴田会長	その他いかがでしょう。
田中委員	<p>熊本大学の田中です。こういう案件が出てくることは好ましいと思っています。みなさんの景観に対する考え方が醸成してきている証でもあります。業界の人達もマンセル値で示すようになって景観行政そのものが機能している証拠ですので好ましいと思っております。</p> <p>ただし、計画をころころ変えるのはよろしくないと思っておりますが、審議会を設けてますので、当座は、運営上の細則などで対応し、今後もいろいろ出てくると思うので、まとめて改正するようにしたほうがよいのでは。</p> <p>ころころ変えているという印象を与えるのは良くないと思います。紫系を全部禁止するということはしんどいことだと思いますけど、それぐらい柳川では頑張ってやろうという一つの表明かなと思いますので、当面は、運用で対応し、まとまった時に現実に沿うように、柳川の景観を考える皆さんの考え方が進歩したので緩和しましたという形で改正するほうがいいのかなと思います。意見です。</p>
柴田会長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>田中先生のお話にもありましたように、ある程度まとまった段階で、専門家と事務局がしっかり協議をして、しかるべき時期に、例えば彩度1以下は例外規定とするなどの一文を加える変更・改正を検討していくということが今</p>

	<p>日の審議会としての結論かなと思いますがいかがでしょうか。      時期等に関しては、議会との関係もありますので、そんなに簡単に景観計画の変更はできないと思いますので事務局に一任しますが、きちんと基準でだめだと決めていますので、運用面でどうやって対応するか行政の方は大変だと思います。このような案件がたくさん出てくると改正の時期を早めに決めたほうが良いと思いますが、事務局はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>内部で検討させて頂きたいと思います。</p>
柴田会長	<p>会長としてではなく、私見ですけど、田中先生がおっしゃったように柳川ではここまでやっているという意気込みはすごく評価しています。山口先生がおっしゃったように1以下に関しては紫といえども派手な色ではないということを使えるという例外規定を設けたほうがスマートで、簡易で上手く運用できるのではと思います。時期と検討作業については事務局にてしていただくということをお願いします。      審議会の会長としての意見ですが、大切な案件ですのでこれを次第のその他の項目として書かれていないのは問題で、その他（1）マンセル表色系の取り扱いについてで構いませんので書いていただくことでその後の議事録でもしっかり伝わりますし、次第だけが出回りますので、我々もこれを見て今日はこういう話があるのかと準備しますので、大切な案件に関しては次第に議題として明確に明記するようにお願いいたします。      その他いかがでしょうか。</p>
佐々木委員	<p>景観計画の策定に携わらせていただいたのですが、今回、景観計画は皆さんに送っていただいてお持ちでしょうか。条例と施行規則は用意していただいておりますが。</p>
事務局	<p>新たに委員になられた方以外はお持ちです。</p>
佐々木委員	<p>条例の文面だけでは、景観をどうやっていくのかは見えないので、事前に配布し皆さんに勉強して頂くくらいの配慮をしていただいて、景観上重要な歴史建造物や重要樹木の指定について景観計画には具体的に個別に掲載してありましたが、どうなっていますか。</p>
事務局	<p>景観計画の中に盛り込んでおりますのは、あくまで候補として掲載しておりまして、指定につきましては所有者の方に制限がかかるなどございまして指定までは至っておりませんで、今後の検討課題であると考えております。      今のところは、指定について踏み込んでいないのが現状です。</p>
佐々木委員	<p>景観条例ができる前の伝統美観条例の中で樹木を指定して所有者の方にある程度しぼりがかかっていたのが、景観計画・景観条例が策定された段階で外された。      指定をするとしぼりがかかって所有者の方に御迷惑がかかるというのはごも</p>

	<p>っともなことですが、守って下さいといていたものが今まったく何もしばりがかかっていないという状況である。</p> <p>具体的には今年の1月に樹齢400年の大木が切られた。指定を外したのであれば面倒な樹木は早く切っしまえとなるのは当然なことである。</p> <p>この条例が施行されて2年になりますが、具体的な対策を急がないと、こういう建造物を守っていきます、こういう樹木を守っていきながら絵に描いた餅になる。我々委員もしっかり認識を持つ必要があると感じます。</p>
柴田会長	<p>非常に重要なご意見だと思います。現段階で言えることはありますか。景観計画が絵に描いた餅になっているのではないかという話は全国いろんなところで言われている話で、柳川もここが頑張りどころで、早く手を打っていかないと、意気込みがあるいい景観計画が無駄になってしまいますので具体策を検討いただきたいと思います。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
山口委員	<p>確認でお聞きしたいのですが、外壁と屋根に対して色彩基準を設けているということですよ。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
佐々木委員	<p>ある大型店の看板もしくは外壁の色が奇抜で違反ではないかというご指摘があったのですが、市の条例ではその地域が外れているか何かで県の条例の適応となりますということで規制がかけられなかったという話があったのですが、把握してあれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>ゆめモールの看板だと思います。景観条例で色の規制を行っておりますのは建物の外壁と屋根であり、今回のゆめモールの看板につきましては屋外広告物法に基づく規制となり規制をかけられなかったということになります。</p> <p>建物に関しては色彩基準内に納めていただいておりますが、看板につきましては県の屋外広告物条例に従って設置されているということです。声としてあがってきておりますのは看板だと思います。</p>
佐々木委員	<p>今後もそういう案件が出てくる可能性はあると思いますし、商業者さんというのは統一の色なりデザインなりお持ちですので、重点地区でそういうことが出てきた場合、看板については規制できないということですか。</p>
事務局	<p>看板については規制できないということになります。</p>
佐々木委員	<p>湯布院や黒川など観光地となると事業者に協力を仰いで統一した色とか規制対象にしようとする自主的な取組みをやっていらっしゃるわけで、柳川らしい景観をつくっていかうという中で看板は一つの大きな課題であり、検討すべき事項であると思います。</p>

柴田会長	規制の基準は無くても、景観計画の中で、看板について一言も触れられていないのですか。
事務局	景観計画の中では、努力目標として整理をしております。
山口委員	私もガイドラインを作らせてもらっておりますが、屋外広告物に関しては景観ガイドラインでは努力、なるべく調和を目指して、際立つような看板は避けるようにしましょうというような掛け声で終わってしまっている。湯布院の湯の坪街道では、地元の方と色彩調査をし、色彩協定を作っています。色彩協定とは何かと言うと、事業者自らが看板の面積や数や色についてけばけばしいものはやめていこうと自主的に規制する、チェックする体制まで自分たちで作ったという経緯があります。柳川でも取組みが進化していく、意識が高まってワークショップも含めて市民の皆さんも関わっていただく中で、段々ベースができていくと屋外広告物にも気づくはず。特に重点地区がお手本を示すような住民の方が中心となったモデルというものが作られるといい方向にいくと思います。
柴田会長	そのようなボトムアップ型といいますか、まちなみづくり計画（案）でもそういう言葉がでてくればいいなと思います。
田中委員	熊本大学の田中です。先程の佐々木委員のお話はすごく大事なことで、景観条例を策定した時に伝統美観条例の引き継ぎが行われなかったということが一番問題で、先程の看板の話もそうですが、例えば県とどういいう協議をしているのか、あとは教育委員会ですね。市長が名勝指定の話をされましたけれども文化財が頑張っているわけですね。都市計画何してんねんという話が多い中で、柳川市は都市計画も頑張っておられるわけですが、都市計画と文化財が仲悪いということが結構ありまして、そういうところがほころびになって、残念な結果になってしまうと思いますので、早期に文化的景観に取り組まなくても構わないが教育委員会の方もオブザーバーで、ここに参加して名勝の話をしていただく。全部を景観法でやらなくてもいいと思います。得意なところをすりよせて柳川市として、景観行政団体となるということはそういうことだと思う。人数はこれだけしかいらっしやらないので仕事を増やすわけにはいかないとしますので、ぜひ教育委員会と折衝して、自分たちの守れるところはやっってもらおうということをやっつけていかないといけないのかなと思います。協調と言いますか、つなぎ目のところで残念な結果になってしまいますので、まとめますと柳川市さんの中で担当部局と文化財部局と協働する場をきちんと持つことと、現在は、屋外広告物は県でやっておられるが、市に任せてもらえないかということをお話す、業務がいっぱいになるのであれば、県に柳川市ではこうであると言ってもらえればいいのかと思います。
柴田会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。いくつか宿題がでたようです。最初の色彩基準に関する景観計画の改正、二つ目は重要樹木等の運用面に対

事務局	<p>する対応、それに付随して役所内の連携、都市計画系と文化財系の連携がうまくいっていないということはいろんな自治体であります。</p> <p>手を組むことでいろんな対応ができるのではないかとご指摘です。</p> <p>今日すぐには答えが出るものではないので、しっかり検討いただいて次回までの宿題としたいと思います。</p> <p>それでは議事は終了としまして、マイクを事務局にお返しいたします。</p> <p>柴田先生、どうもありがとうございました。</p> <p>本日、委員の皆様からいただきましたご意見等につきまして事務局で検討させていただきます。次回までに結論が出るものにつきましては次回の審議会でご報告させていただきます。</p> <p>以上を持ちまして、第3回柳川市景観審議会を終らせて頂きます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
-----	--